

<勤務条件>

任用期間	令和7年8月1日から令和7年9月30日
勤務時間	午前8時30分 から 午後5時15分 （休憩時間 正午 から 午後1時）
勤務日数	週5日（月曜日から金曜日）勤務
休日	週休日：土曜日及び日曜日 休日：国民の祝日及び年末年始（12月29日から31日、1月2日及び3日）
給与	月額 186,700 円 ※月の途中での採用・退職の場合は日割り計算での支給となります。
手当等	条例等の定めるところにより、時間外勤務手当、通勤手当等が支給されます。 ※月の途中での採用・退職の場合、通勤手当の支給はありません。
休暇	年次有給休暇3日を付与します。
社会保険	加入となりません。
雇用保険	加入となります。
労災保険	公務災害又は労働災害補償制度が適用されます。
その他	(1) 給与等支給日は毎月21日（実績に応じて支給する手当等は翌月21日） （※月の途中で採用された場合、翌月の支給となることがあります。） (2) 服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。 (3) 任用後1月間は条件付採用期間となります。ただし、任用後1月間の勤務日数が15日に満たない場合には、勤務日数が15日に達するまで延長されます。